

(照会先)
社会保険業務センター
企画調整課 井上、佐野
電話直通 3595-2679(1月6日(金))
電話直通 5344-1109(1月10日(火)以降)

平成18年1月6日
社会保険庁

裁定請求書の事前送付における再送付について

1 事象の概要

裁定請求書の事前送付については、平成17年10月より年金行政サービスの向上の観点から、60歳に到達する3ヶ月前に、予め年金加入記録等を印字した裁定請求書やお知らせを毎週送付しており、この3ヶ月で約30万件を送付したところである。

今般、厚生年金保険に統合された旧たばこ産業共済組合、旧日本鉄道共済組合、旧日本電信電話共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合（以下「旧共済組合」という。）の組合員期間に基づく退職共済年金等の受給権者であって、厚生年金保険の被保険者期間が12月未満のものについて、60歳到達日に特別支給の老齢厚生年金（以下「特老厚」という。）の受給権が発生するにもかかわらず、65歳から受給権が発生する旨のお知らせを送付していること等が判明した。

事例1 60歳到達時の対象者について、本来、60歳から特老厚の受給権が発生する旨のお知らせ及び裁定請求書を送付すべきところを、65歳から老齢厚生年金及び老齢基礎年金の受給権が発生する旨のお知らせのみを送付していた。

事例2 65歳到達時の対象者について、本来、遡及して60歳時点で特老厚の受給権が発生する旨のお知らせを送付すべきところを、65歳から老齢厚生年金及び老齢基礎年金の受給権が発生する旨のお知らせを送付していた。

2 事象の原因

旧共済組合の組合員期間に基づく退職共済年金等を受けている者については、システム上の判定が行えないため、警告リストを出力し目視による受給要件の判別を行うこととしているが、当該事務処理の一部案件について誤認があったことが原因である。

3 対象者数

事例1 27名

事例2 13名

4 対応

(1) 事例1の対象者の方には、1月6日(金)に正しい内容のお知らせ(別紙1)と裁定請求書を送付する。

また、事例2の対象者の方には、1月6日(金)に正しい内容のお知らせ(別紙2)を送付する。

(2) 防止策として、裁定請求書の事前送付にかかる事務処理マニュアルを策定するとともに、これに基づく事務処理の徹底に努める。

〇〇 〇〇 様 (基礎年金番号: XXXX-XXXXXX)

「特別支給の老齢厚生年金」の裁定請求について

先に当センターからお送りしました「老齢年金のお知らせ（旧共済組合加入期間をお持ちの方へ）」にて、65歳から「老齢基礎年金」の受給権（年金を受け取る権利）が発生するとお知らせしていたところですが、平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧JR、旧JT、及び旧NTT共済組合の加入員期間または平成14年4月に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の加入員期間のうち、退職共済年金や退職年金の計算の基礎とされた期間につきましては、老齢厚生年金の受給要件を判断する際に厚生年金保険の加入期間とみなされることとなっています。（ただし、年金額には反映されません。）このため、あなた様の当センターにおいて管理している当該期間と厚生年金保険の被保険者期間とを合算して老齢厚生年金の受給要件を確認しましたところ、60歳から「特別支給の老齢厚生年金」の受給権が発生することが判明いたしました。

つきましては、「特別支給の老齢厚生年金」を受け取るための手続き用紙「**国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書**」（以下、「裁定請求書」といいます。）をお送りいたしますので、同封の「**年金を請求されるみなさまへ**」をよくお読みいただき、「裁定請求書」に必要事項を記入のうえ、60歳の誕生日の前日以降に、お近くの社会保険事務所または年金相談センターへ提出してください。

平成 年 月 日

社会保険業務センター

このお知らせの内容についてご不明な点等
ありましたら、下記へお問い合わせ願います。

【お問い合わせ先】

社会保険業務センター 記録提供課

電話：0422（72）0463

〇〇 〇〇 様 (基礎年金番号：XXXX-XXXXXX)

「特別支給の老齢厚生年金」の裁定請求について

先に当センターからお送りしました「**国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書**」(以下、「裁定請求書」といいます。)に同封しております「**年金を請求されるみなさまへ**」において、65歳から「老齢基礎年金」の受給権(年金を受け取る権利)が発生するとお知らせしていたところですが、平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧JR、旧JT、及び旧NTT共済組合の加入員期間または平成14年4月に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の加入員期間のうち、退職共済年金や退職年金の計算の基礎とされた期間につきましては、老齢厚生年金の受給要件を判断する際に厚生年金保険の加入期間とみなされることとなっています。(ただし、年金額には反映されません。)このため、あなた様の当センターにおいて管理している当該期間と厚生年金保険の被保険者期間とを合算して老齢厚生年金の受給要件を確認しましたところ、60歳から「特別支給の老齢厚生年金」の受給権が発生することが判明いたしました。

つきましては、改めて「**年金を請求されるみなさまへ**」(緑色のチラシ)をお送りしますので、よくお読みいただき、先にお送りしております「裁定請求書」に必要事項を記入のうえ、お近くの社会保険事務所または年金相談センターへ提出してください。

なお、年金を受けられるようになったとき(60歳)から5年を過ぎますと、時効によって5年を過ぎた分については受けられなくなりますので、お早めにご提出ください。

平成 年 月 日

社会保険業務センター

このお知らせの内容についてご不明な点等
ありましたら、下記へお問い合わせ願います。

【お問い合わせ先】

社会保険業務センター 記録提供課

電 話：0422(72)0463